

不利益処分に係る処分基準

平成22年 8月31日 作成

許認可の種類	検定証印の除去
法令名	計量法
根拠条項	第24条第32項, 第151条第1項
法令の定め	計量法 第23条(定期検査の合格条件), 第148条第1項(立入検査) 特定計量器検定検査規則 第64条(性能に係る技術上の基準), 第65条(使用公差), 第66条(性能に関する検査の方法), 第67条(器差検査の方法)
処分基準	法令の規定に基づくほか「函館市立入検査実施要領」に準拠する。
問い合わせ先	函館市経済部商業振興課 計量検査所 (電話 27 - 2555)
備考	